事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第1章	第11条	1	契約の保証	建設業務期間における契約保証金はサービス対価Aの合計金額の100分の10に相当する額とございますが、税込のサービス対価Aの100分の10に相当する額という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	4	第1章	第11条	1	契約の保証	建設業務期間における契約保証金を仮契約の締結日までに納付することとございますが、本事業が開始するのは本契約となった以降であり、仮契約時点では事業は開始されておりませんので、本事業契約の締結日までに納付としていただけますでしょうか。	御質問を踏まえ、契約保証金の納付時期を「本事業契約の本契約の締結と同時」に改めます。 詳細は、修正した事業契約書（案）を御覧ください。
3	4	第1章	第11条	1	契約の保証	建設業務期間における契約保証金はサービス対価Aの合計金額の100分の10に相当する額とございますが、割賦手数料については引渡し時の基準金利に基づき金額が確定することから、契約保証金の対象から除いていただけますでしょうか。	事業契約書第11条第4項にサービス対価に変更があった場合の保証額の増減に関しての記載があります。そのため、契約保証金の対象から除かずに、原案のとおりとさせていただきます。 なお、第11条第2項及び第3項に示すとおり、契約保証金に代わる手段を選択することも可能です。
4	4	第1章	第11条	1	契約の保証	維持管理・運営業務期間における契約保証金はサービス対価Bの年間金額の100分の10に相当する金額とございますが、税込みのサービス対価Bの年間金額の100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	25	第6章	第74条	2	提案施設事業の全部又は一部の終了	万が一提案施設事業の継続が困難となり終了する場合も、本施設に係る契約については解除されないという理解でよろしいでしょうか。	第89条第1項第3号の規定のとおり、提案施設事業の終了により、本事業契約を解除する可能性もあります。 ただし、本事業契約の解除の是非に関しては、提案施設事業だけではなく、本事業全体の状況を踏まえて判断します。
6	29	第9章	第85条	3	本施設引渡し前の契約解除等	貴市が買い取ることができる出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	設計図書は含みますが、SPC経費、金融費用は含みません。
7	30	第9章	第86条	2，4	本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市に買い受けをいただく本施設の出来形部分については、設計図書の出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なＳＰＣ経費（ＳＰＣ設立費用、金融費用等）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	契約の解除時点における諸般の事情を踏まえ、相当因果関係の範囲内であると認められる限りにおいて、御理解のとおりです。
8	33	第9章	第90条	4	本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市が負担する合理的な増加費用及び損害とは、「融資解約に伴い金融機関に支払う手数料」や「逸失利益」等も含まれる理解でよろしいでしょうか。	契約の解除時点における諸般の事情を踏まえ、相当因果関係の範囲内であると認められる限りにおいて、御理解のとおりです。
9	36	第13章	第102条	1	財務書類の提出	他案件においては、財務書類は各事業年度の最終日から3ヶ月以内に提出とされていることが一般的ですので、本事業も3ヶ月以内の提出としていただけますでしょうか。	御質問を踏まえ、財務書類の提出期限を「各事業年度の最終日から3か月以内」に改めます。 詳細は、修正した事業契約書（案）を御覧ください。
10	49	別紙3			PFI事業者等が付保する保険	各保険の付保内容（保険契約者や保険金額等）については、事業者の提案により任意という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	59	別紙9	第8条		借地権の譲渡の禁止等	貴市の承諾を得た場合は、SPCから提案施設を運営する構成企業又は協力企業へ借地権を転貸し、当該企業が提案施設を所有して事業を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか。	現時点では、あくまでもSPC自身が提案施設を所有することを前提としていますが、構成企業又は協力企業による提案施設の所有を一律に不可とするものではありません。 御理解のとおり、市の承諾に基づき許容することがあり得ます。 なお、事業用定期借地権設定契約書に関しては、PFI事業者の行った提案の内容に応じて適宜修正を行います。
12	71	別紙9	別紙3		借地料	SPCが貴市に支払う借地料、納付金、使用料等の支払タイミング（毎月、四半期、半期、年度毎等）についてご教授ください。	提案施設用地の使用に関する借地料は、事業用定期借地権設定契約書（案）に基づき、当年 4 月分～9 月分を当年 9 月末日、当年 10 月分～翌年 3月分を翌年 3 月末日までに支払っていただく予定です。 納付金は、各年度の総売上から算定するため、各年度分を翌年度4月末日までに、支払っていただきます。 自動販売機設置に伴う目的外使用許可による使用料は、事業者の収入とします。なお、それ以外の用途による目的外使用許可による使用料は、前納することとします。